

実施計画

1. 人口ビジョンの位置づけ

板倉町人口ビジョンは、国の『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』の趣旨を踏まえ、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、本町における人口の現状を分析し、人口に関する認識を深めるとともに、今後の目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。

また、この人口ビジョンは、本町において今後実施すべき施策を定める際に基礎となる人口動態や課題、将来人口の推計を示し、『板倉町まち・ひと・しごと総合戦略』における基本方針や施策の方向性の指針とするとともに、人口に関する認識を広く共有するために策定するものとします。

2. 人口の推計期間

人口ビジョンの計画期間は、令和2年（2020）国勢調査の結果を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）※1の推計期間である令和32年（2050）までとします。

人口ビジョンの基礎数値は、社人研の人口推計を用いて設計し、国勢調査をはじめとする統計調査結果および内閣官房と経済産業省が提供する「地域経済分析システム（RESAS）」等を用いて分析しました。

3. 人口動向の分析

人口減少の推計について、社人研の推計をもとに確認します。社人研の推計では、令和32年（2050）の本町の人口は、8,712人と推計され、令和2年（2020）の14,083人から5,371人（減少率約38%）減少すると見込まれています。令和32年（2050）において人口全体では、約4割の減少とみられますが、その構成が大きく変化します。年少人口と生産年齢人口が減少して、老年人口が大幅

に増加する見込みで、全人口の約45%が老年人口であるという状況になります。これは、約1.0人で高齢者1人を支える計算となり、昭和60年（1985）時点と単純に比較すると支える人の負担は、約4.7倍になります。

4. 人口ビジョンの目標人口

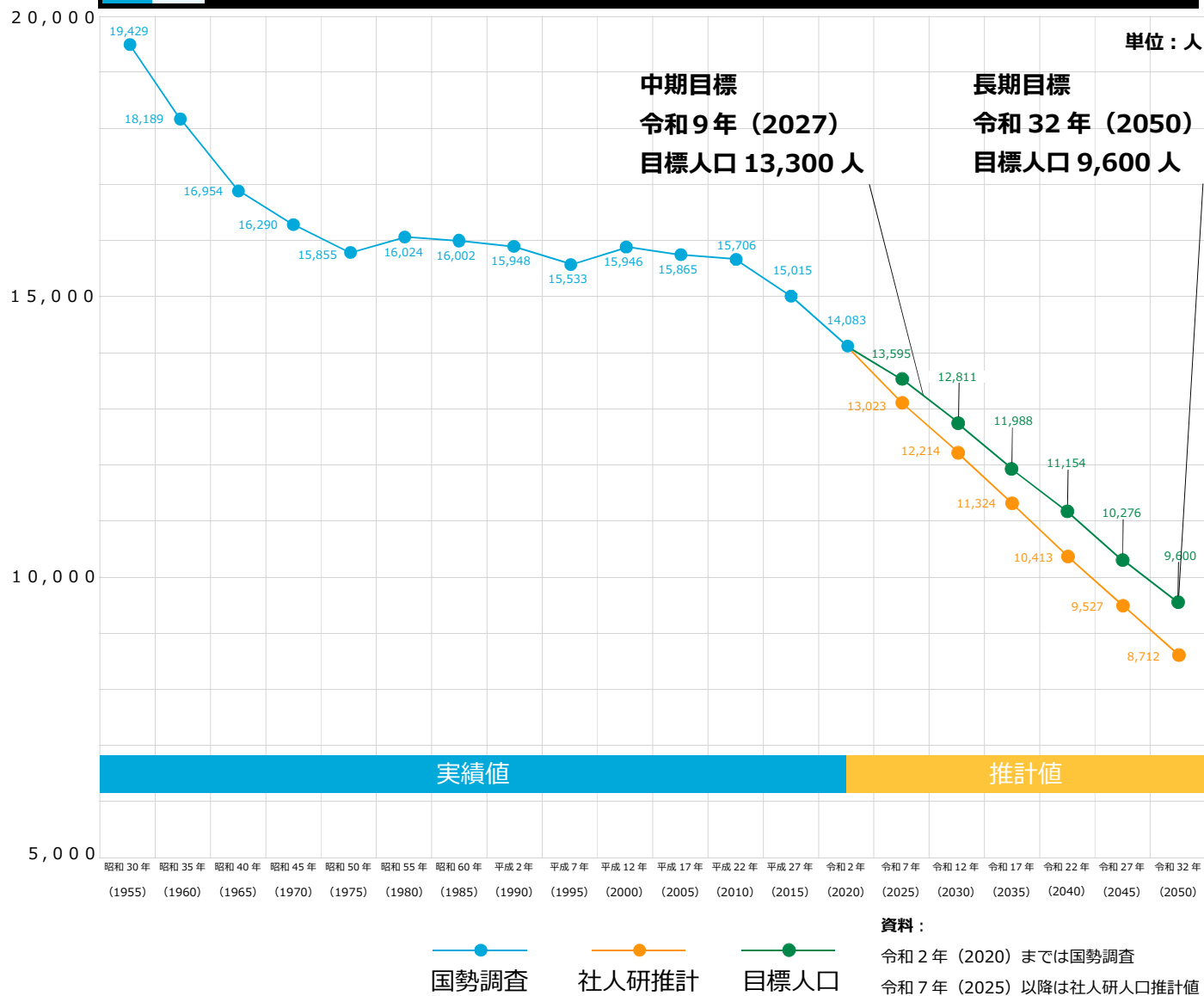
社人研の推計と本町の近況を勘案すると、人口減少の傾向は止まらない見通しです。よって、本町が目指すべき将来人口については、第1期人口ビジョンと同様に現状をふまえ、人口減少の傾向を最大限緩和することを目標として設定します。

目標人口は、本町における総合戦略をはじめとする施策の効果が着実に反映されることにより、社人研推計人口より上積みができるものとし、下記の水準を目指すものとします。なお、期間の設定にあたっては、板倉町総合計画の計画期間である令和9年（2027）を中期目標として設定し、人口ビジョンの計画期間である令和32年（2050）を長期目標として設定しました。

目標年次		目標人口
中期目標	令和9年 (2027)	13,300人
長期目標	令和32年 (2050)	9,600人

※1 国立社会保障・人口問題研究所：人口・経済・社会保障の相互関連などについて調査研究を行う、厚生労働省の施設等機関略称「社人研」

図 1 板倉町の人口推移と将来人口[昭和 30 年(1955)~令和 32 年(2050)]



実施計画

5. 年齢3区分別人口の推移と将来推計

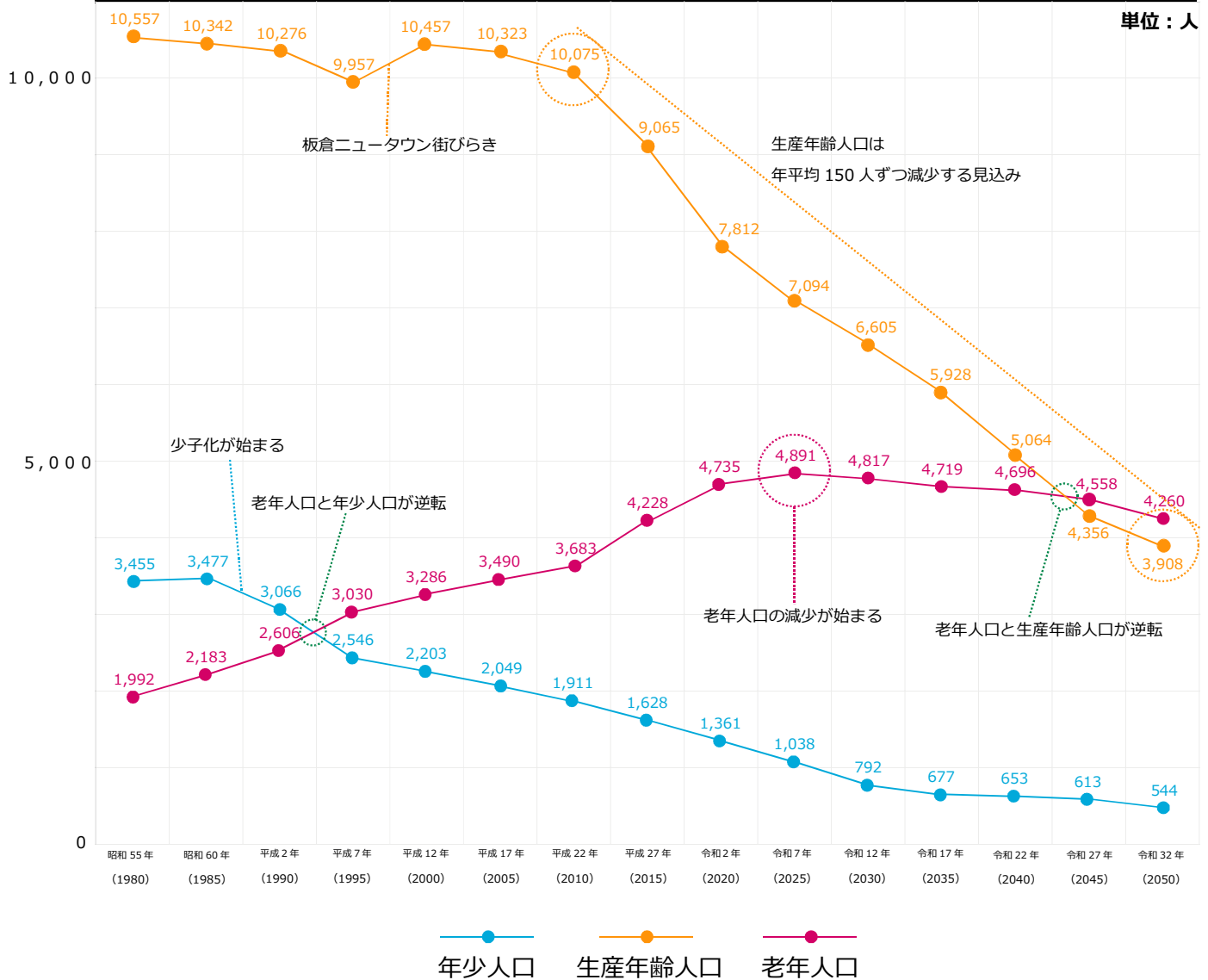
年齢区分別に人口推移をみると、年少人口※1は昭和60年(1985)をピークに減少が続き、平成7年(1995)には、老年人口※1が年少人口を逆転し、さらに、令和2年(2020)にはその差が3.4倍以上に開いています。

生産年齢人口※1は、昭和55年(1980)をピークに微減傾向が続き、板倉ニュータウン街びらきに

より、平成12年(2000)に一時増加に転じるものの、その後は減少傾向が続き、令和27年(2045)には老年人口が生産年齢人口を逆転することが見込まれ、現役世代の負担はさらに増加する見通しです。

加えて、一貫して増加傾向にあった老年人口は令和7年(2025)より減少に転じることから、人口減少は加速度的に進んでいきます。

図2 板倉町の年齢区分別人口推計【昭和60年(1985)～令和32年(2050)】



実績値

推計値

※1 年少人口・生産年齢人口・老年人口：年少人口（15歳未満の人口）・生産年齢人口（15～64歳までの人口）・老年人口（65歳以上の人口）

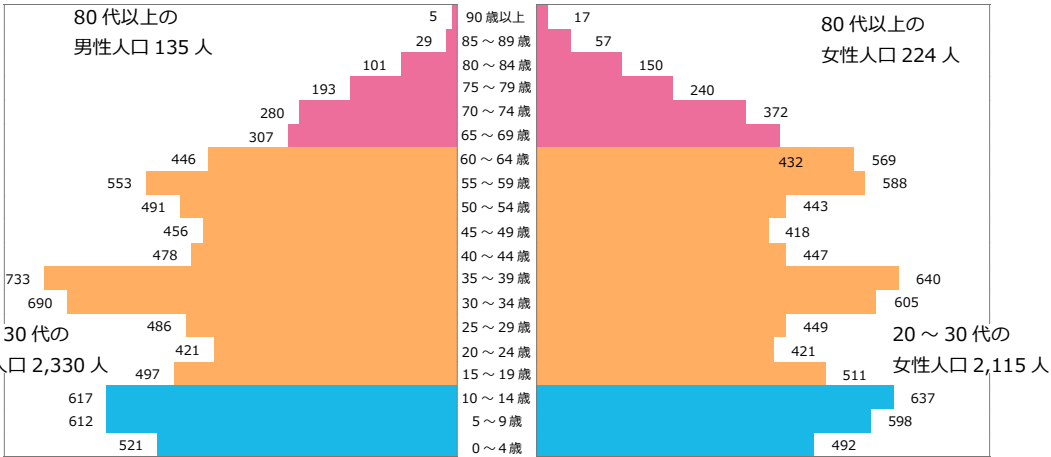
6. 人口ピラミッドの推移

令和2年（2020）では逆ピラミッド型に近い形状
になっています。令和32年（2050）には、特に女
昭和60年（1985）には、ピラミッド型でしたが、性の老年人口割合が高くなる予測です。

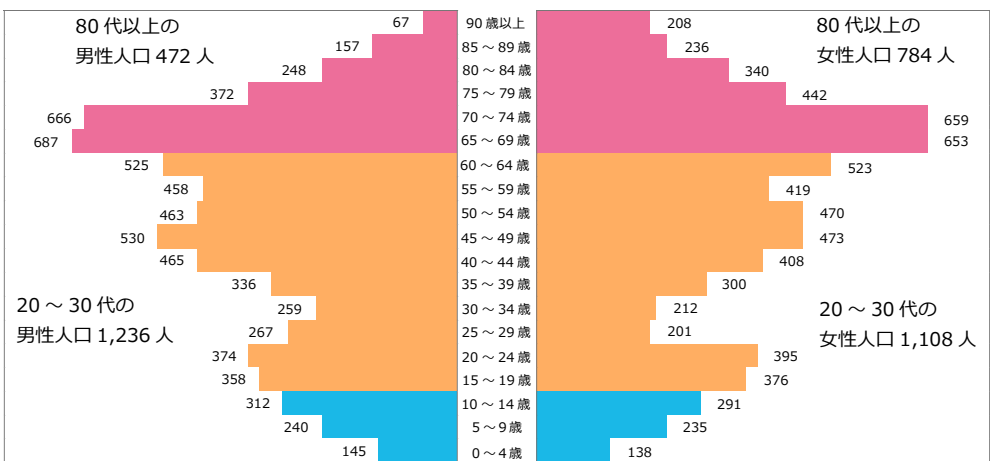


図 3 人口ピラミッドの推移【昭和60年(1985)、令和2年(2020)、令和32年(2050)】

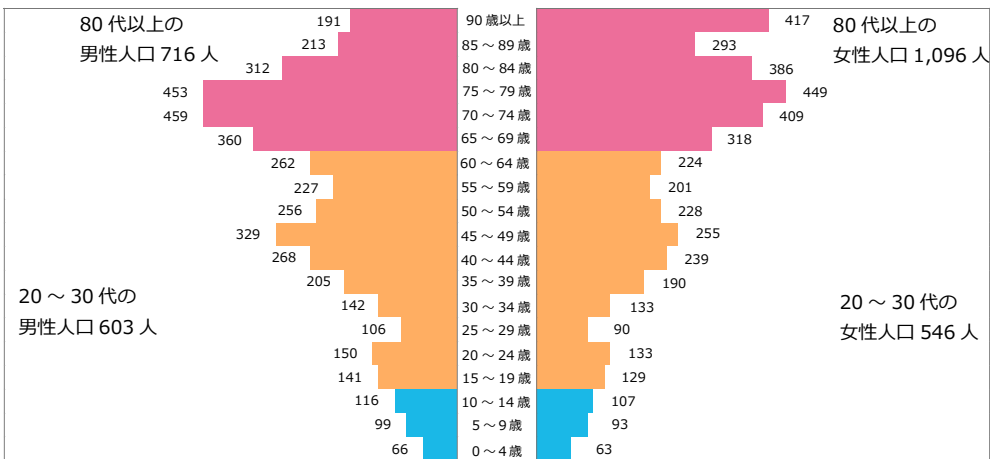
昭和60年
(1985)
65歳以上の高齢
者を約4.7人で
支えていた



令和2年
(2020)
65歳以上の高齢
者を約1.6人で
支えていた



令和32年
(2050)
65歳以上の高齢
者を約1.0人で
支えることに



単位：人

資料：
令和2年（2020）
までは国勢調査
令和7年（2025）以降
は社人研人口推計値

実施計画

7. 自然増減・社会増減の推移

平成6年（1994）から現在までの人口推移に「転入・転出による社会増減」と「出生・死亡による自然増減」との2つの要因が与えた影響を確認します。

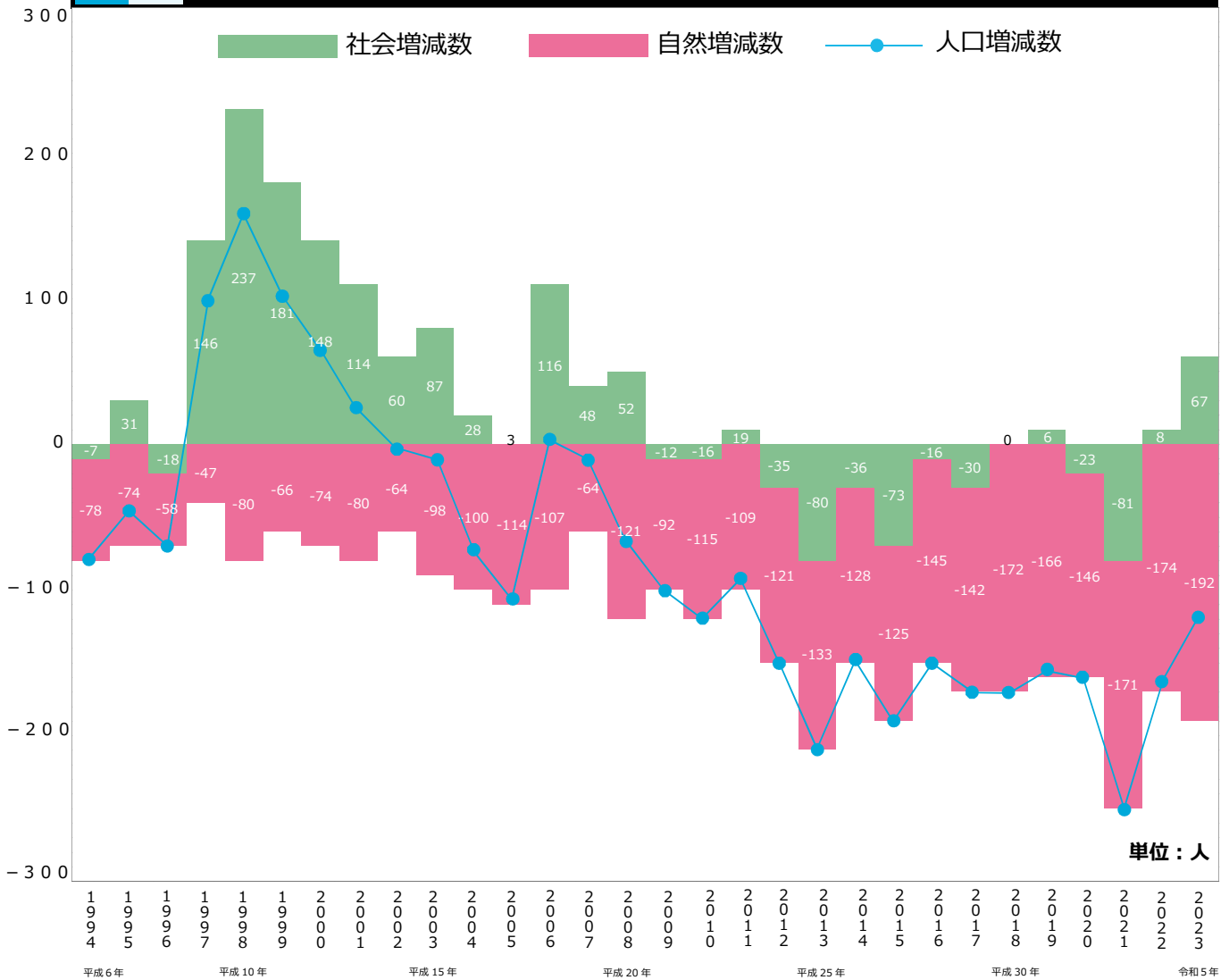
社会増減については、90年代後半から2000年代前半に社会増が大きくなっています。板倉ニュータウンの街びらきと時期が一致することか

ら、このことが要因と推測できます。

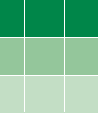
自然増減については、約30年間一貫して自然減の状態が続いています。ここ数年は、出生数の低下と死亡数の増加の傾向が顕著に表れ、年間140人を超えるペースで自然減が進んでいます。

本町の人口減少に歯止めをかけるためには、少子化傾向の改善が必要です。併せて、移住人口の増加を図りながら、転出超過を抑制していく必要があります。

図 4 自然増減・社会増減の推移【平成6年(1994)～令和5年(2023)】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」RESAS 再編加工 注記：2012年までは年度データ、2013年以降は年次データ。2011年までは日本人のみ、2012年以降は外国人を含む。



8. 人口減少が地域の将来に与える影響

町勢の低迷

町勢の基盤となる人口が減少することにより、各種団体や地域コミュニティを支える層が減少するため、本町の行政サービスの取組や地域活動などが縮小傾向となることが危惧されます。また、本町の面積の半数以上を占める農地の維持管理についても、担い手減少による耕作放棄地の増加が懸念されます。

町民負担と行財政負担

高齢化率の高まりにより、社会保障の負担をはじめとする町民負担と財政負担の増加が予想されます。また、生産年齢人口の減少により、税収減少が見込まれ、行政サービスの水準を維持することが困難になり、行政サービスの取捨選択が必要になるおそれがあります。人口も税収も減少するなかで、上下水道施設や道路・橋梁といったインフラの更新時期を迎えることから、維持管理にかかる費用の負担が大きくなる懸念があります。

町民生活への影響

経済活動の低下により、商店や事業所等の廃業や撤退が予想され、これに伴い、公共交通機関の縮小などが懸念されます。空家が増加し、防犯・防災上の懸念が増大します。また、地域防災に対する担い手が不足する中、高齢化により災害時要援護者の増加が見込まれ、災害発生時の対応が困難になることが予想されます。

9. 現状と課題の整理

下げ止まりの見えない人口減少

我が国が平成20年(2008)に人口減少社会に突入した中で、本町においては、平成12年(2000)の国勢調査時から人口が減少傾向にあります。

年齢区分別でみると、生産年齢人口は、平成22年(2010)以降10,000人を割り、今後、年平均150人ずつ減少すると予想されています。

年少人口は、平成5年(1993)に老年人口に逆転され、以降減少の一途をたどっています。

老年人口は、一貫して増加してきましたが、令和7年(2025)には減少に転じることが予測されています。

自然増減と社会増減

自然増減については、約30年ほど一貫して出生数を死亡数が上回っており、ここ数年はこの傾向に拍車がかかっています。社会増減については板倉ニュータウンの街びらきから10年程転入超過が見られましたが、その後は転出超過の状態が続いています。

若年層の流出

若年層において進学や就職に伴う転出傾向が続いています。このことが生産年齢人口の減少及び少子高齢化の一因になっています。

10. 目指すべき方向性

人口減少への対応は、大きく分けて2つの方向性が考えられます。一つは、出生数の向上により、人口減少に歯止めをかけ、人口規模の確保と人口構造の安定を目指すという自然増に関するものです。もう一つは、転出の抑制と転入の増加による人口規模の維持です。この2つの方向性による対策を同時に推進していく必要があります。

なお、そのための具体的な施策については、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略で示します。

1. 総合戦略の基本的な考え方

1-1 国の総合戦略の基本的な考え方

はじめに

我が国の人口は平成20年(2008)から減少に転じて、今後その傾向は加速度的に進行していくと見込まれています。特に地方での人口減少は、地方から首都圏への若者の人口流出がその主な要因の一つと考えられており、地方の人口減少に起因する地域市場規模の縮小や深刻な人手不足が地域経済の低下につながり、ひいては大都市の経済衰退に影響を与えることが危惧されています。

そこで、国は人口減少の克服と、地方創生を成し遂げて将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年(2014)に「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行しました。同年には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、令和元年(2019)には、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、戦略に沿った取組が進められてきました。

令和4年(2022)には、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに閣議決定されました。国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会情勢がこれまでと大きく変化してきた中で、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決や魅力向上の取組の深化・加速化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の取組を推進することとしています。

デジタル田園都市国家構想の実現のために

人口が減少する中で、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退、さらには首都直下地震等の大規模災害への対応等が大きな課題となっています。特に国の経済全体の生産性の足かせとなっている、地方に多いサービス業の生産性の低迷は、地方創生はもとより、国の経済全体の生産

性及び賃金水準の低迷を引き起こしている深刻な課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。

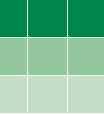
他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間と場所にとらわれない働き方が可能になるとともに、テレワークやワーケーションが普及したことで、多地域居住・多地域就労が現実のものになり、経済社会の分極化の重要性を再認識させることとなりました。

また、ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代(Society5.0※1)が到来する中、ICTを最大限に活用し、先導していく取組等が進められています。

加えて、急激な人口減少社会に対応するため、新たにデジタル行財政改革として、利用者起点でデジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することが必要としています。このため、人口減少・高齢化・過疎化・人手不足への対応、経済成長・スタートアップ支援、行財政の効率化・不便の解消の観点から、教育、交通、介護等、子育て・児童福祉、防災、インバウンド・観光、スタートアップ等の分野における改革を進めることとしています。

社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要があります。その際には、個々の事業者による取組だけでは足りず、それぞれの地域全体として個々の事業者を巻き込みながら戦略的に取り組んでいくことが不可欠としています。

※1 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。



国の第 3 期総合戦略における施策の方向



1 - 2 群馬県の総合戦略の基本的な考え方

県では、本格的な人口減少を迎え、今後も人口減少と人口構成の変化が見込まれることから、平成 27 年度に人口減少対策を土台に据えて、群馬の未来を創生していく具体策を盛り込んだ第 1 期「群馬県版総合戦略」を策定、引き続き人口減少克服・地方創生の取組を切れ目なく進めることが求められたことから、国の第 2 期「総合戦略」を踏まえ、第 1 期「群馬県版総合戦略」の基本目標を維持するとともに、新たな視点に基づく施策を盛り込んだ第 2 期「群馬県版総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生の取組を行ってきました。

また、県では、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、県政の基本方針となる新・群馬県総合計画との整合を図るなど、デジタルの力を活用した施策を盛り込んだ「群馬県デジタル田園都市構想総合戦略」を令和 5 年に策定しています。

「群馬県デジタル田園都市構想総合戦略」では、次に挙げる 3 つの基本目標と 8 つの戦略を設定しています。

基本目標 1 群馬で暮らし始めたいくなる

- 戦略 1 交流・移住・定住促進
- 戦略 2 東京圏等からの人材還流

基本目標 2 群馬に住み続けたいくなる

- 戦略 3 人材の県内定着
- 戦略 4 群馬にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 戦略 5 安全・安心な暮らしを維持する地域づくり
- 戦略 6 安全・安心な暮らしを実現する社会基盤づくり

基本目標 3 群馬で家族を増やしたいくなる

- 戦略 7 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- 戦略 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※1）の実現

※ 1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

1-3 板倉町の総合戦略の基本的な考え方

平成27年度から令和元年度末までを計画期間として策定した『総合戦略』、令和2年度から令和6年度末までを計画期間として策定した『第2期総合戦略』は、『人口ビジョン』で示した「板倉町が目指すべき人口の将来展望」を実現するために必要な取り組みを取りまとめたものであり、本町が直面する人口減少にある傾向を改善するための具体的な戦略として位置づけたものです。これをもって各種事業に取り組んできましたが、国をはじめ、本町においても人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

これに対し、令和7年度から令和9年度までを計画期間とした『第3期総合戦略』を切れ目なく策定し、「板倉町が目指すべき人口の将来展望」を実現するための取組を実施します。

1-4 本総合戦略の位置づけ

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけられるものとします。

1-5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3か年とします。

1-6 第3期総合戦略における重点施策

『第3期総合戦略』の策定にあたっては、第1期及び第2期の枠組みを維持しつつ、国や県の総合戦略を勘案し、地域課題解決に向け、デジタル技術を活用しつつ、次の視点に重点を置いて施策を推進します。

（1）本町に仕事をつくる

◆地域を支える農業や商工業などの産業振興や起業を促します。

◆中堅・中小企業の仕事と子育てを両立できる良質な雇用の創出を支援します。

（2）本町に人の流れをつくる

◆豊かな自然環境を活用し、生活重視のライフス

タイルの移住・定住を推進します。

◆町の魅力を活用し、関係人口（オンライン関係人口含む）、交流人口の創出・拡大を目指します。

（3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくりを推進します。

◆アプリなどICTを活用した子育て支援サービスの普及促進を目指します。

（4）地域の連携により魅力的な地域をつくる

◆町民の幸福度やSDGsの価値観を通じて、町民参画のもと、元気な地域づくりを目指します。

◆広域連携により地域生活圏の形成を推進します。

2. 主要方針と地域ビジョン

2-1 地域ビジョン（目指すべき理想像）

「地域で支え合う安全なまち いたくら」

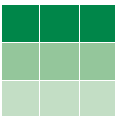
2-2 主要方針の考え方

人口ビジョンが示すとおり、将来、本町の人口は減少傾向が避けられない状況です。持続可能なまちづくりをするためには、今後も引き続き、人口の自然減少の緩和、転出抑制と転入促進策を講じることにより、人口減少を極力抑えることが重要です。また、人口が減少していく将来においても、本町の有する資源・魅力を活かして住民や事業者、周辺地域との協働・連携を図り、町民一人ひとりが永続的に楽しく安心して暮らしていけるまちを築いていくことが、今後のまちの将来像として重要な視点だと考えています。

『第3期総合戦略』は、本町の最重要課題の一つである人口の将来展望の実現に向けた具体的な戦略を立案する計画であるため、『第3期総合戦略』の主要方針については、『板倉町総合計画』の基本構想における、まちの将来像と同じ方針として、計画間の整合を図ります。

2-3 総合戦略における4つの基本目標

上記の主要方針の実現を目指して次に挙げる4つの基本目標を定め、達成度合いを図ります。



3. 総合戦略における 4 つの基本目標

①仕事・雇用

町の農業や工業、商業について、農業従事者の高齢化への対応や地域の産業の育成を図るほか、就業ニーズとのマッチング支援や新規創業支援などを通じ、起業の促進と雇用の拡大を図る。

地方の社会課題解決：地方に仕事をつくる

KGI※1 事業所数	
基準	目標（R 9）
578事業所	590事業所
出典：R3 経済センサス活動調査	
KGI 従業者数	
基準	目標（R 9）
6,159 人	6,658 人
出典：R3 経済センサス活動調査	

③子育て・福祉

若い世代が町外に転出する現状への対応として、結婚から妊娠、出産、子育てまでを支援する体制を拡充し、必要不可欠な福祉や保育環境の充実により、安心して生み育てることのできる環境づくりを行う。

地方の社会課題解決：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

KGI 合計特殊出生率	
基準	目標（R 9）
0.59	0.91
出典：R5 群馬県人口動態調査	
KGI 婚姻率	
基準	目標（R 9）
1.8	2.9
出典：R5 群馬県人口動態調査	

②移住・交流

観光やシティプロモーション施策の強化による関係人口や交流人口の創出・拡大を図るほか、きめ細かな教育環境の充実や町の魅力の広報、移住・定住施策の拡充などを通じ、町外からの移住・定住の促進を図る。

地方の社会課題解決：人の流れをつくる

KGI 年間社会増減数	
基準	目標（R 9）
+67人	+100人
出典：リーサスデータ	
KGI 板倉東洋大前駅一日平均乗降人員数	
基準	目標（R 9）
3,404 人	3,530 人
出典：R5 東武鉄道整備促進期成同盟会	

④地域づくり

安全・安心な環境を整えるため、空き家の適正管理や防犯対策、災害対策を進めるほか、デジタル技術の導入による町民サービスの向上と行政運営の効率化を図り、他自治体との施設の広域利用など連携を深め、元気な地域づくりに向けた地域コミュニティの活性化や健康づくりを推進する。

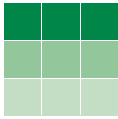
地方の社会課題解決：魅力的な地域をつくる

KGI 相互利用公共施設数	
基準	目標（R 9）
430	435
出典：関東どまんなかサミット会議 178 岡毛広域都市圏総合整備推進協議会 252	
KGI 防災協定締結数	
基準	目標（R 9）
43	50
出典：総務課	

※ 1 KGI：Key Goal Indicator は、重要目標達成指標と呼ばれ、計画におけるゴールなど、大きな目標を定量的に評価するときに用いる指標。

4. 基本目標の体系

実施計画



仕事・雇用 1

農業や商工業などの産業振興や起業を促し、良質な雇用機会を創出する

施策の大項目

1. 農業の振興
2. 商工業の振興
3. 新たな産業の創出

施策の小項目（KPI^{※1} 設定）

- ① 認定農業者の新規認定者数
- ② 新規就農者数
- ③ 年間商品販売額・製造品出荷額等
- ④ 産業及び商業・業務用地への誘致
- ⑤ 新規創業、起業数
- ⑥ 6次産業化^{※2}の取組数

子育て・福祉 3

若い世代が安心して、結婚や子育てができる環境をつくる

施策の大項目

1. 安心して結婚し子どもを産むことができる環境づくりの推進
2. 子育てしやすい環境づくりの推進

施策の小項目（KPI 設定）

- ① 結婚支援関連事業周知数
- ② 板倉町子育て応援アプリ登録者数
- ③ 乳幼児健診受診率
- ④ 産後ケア事業希望者利用率
- ⑤ 待機児童数
- ⑥ 教育支援体制等構築事業延べ利用者数

移住・交流 2

町の魅力を活用し、関係・交流人口を拡大し、移住・定住を促進する

施策の大項目

1. 関係・交流人口の拡大
2. 移住・定住の促進
3. 教育環境の充実

施策の小項目（KPI 設定）

- ① 観光・移住関連 HP アクセス数
- ② 渡良瀬遊水地保全活用事業数
- ③ 板倉ニュータウン宅地分譲
- ④ ふるさと納税金額
- ⑤ 町公式 LINE の友だち登録者数
- ⑥ 小学校 CRT、中学校 NRT^{※3}テスト管内平均点の全国との差

地域づくり 4

地域の連携のもと、安全・安心な、元気で活気ある地域づくりを行う

施策の大項目

1. 安心できる暮らしを支える環境の提供
2. 災害対策の推進
3. 地域コミュニティの活性化
4. 健康づくりの推進
5. デジタルの推進
6. 連携の推進

施策の小項目（KPI 設定）

- ① 空き家に対する苦情件数
- ② 路線バス利用者数
- ③ 犯罪件数
- ④ 避難訓練参加割合
- ⑤ 健康寿命の延伸
- ⑥ 電子申請システムに対応した様式数

※ 1 KPI : Key Performance Indicator は、重要業績評価指標と呼ばれ、業績評価を定量的に評価するための指標。※ 2 6次産業化：第1次産業に従事する農家等が、生産・収穫した作物などを、生産だけでなく加工・販売まで一貫して手がける経営方法のこと ※ 3 小学校 CRT、中学校 NRT：我が国で最も多く実施されている標準学力検査。全国平均と比較可能なデータを用いるため、本指標を用いた。

5. 施策の基本方針（1）仕事・雇用

仕事・雇用

1

実施計画



農業の振興

施策の方向性

- ◆認定農業者への支援、農業関係団体の育成、農業の機械購入や施設整備への利子補給を行います。
- ◆認定農業者連絡協議会や農業関係団体への支援を通じ、今後の農業方針の検討や推進、農業者間の情報交換、研修の場の提供に取り組みます。
- ◆持続的な農業を実現するため、地域農業の設計図となる「地域計画」を作成し、地域農業の担い手を確保するとともに、農業経営の法人化や企業の農業参入の推進を図ります。
- ◆農地の多面的機能の維持・発揮につながる共同活動を行う組織に対し、多面的機能支払交付金を活用した支援を行い、組織が未整備の地域には立ち上がるまでの支援を実施していきます。
- ◆地域の担い手に対し、農地中間管理機構を介して農地の集積・集約化を進めます。
- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用を目指すため、5Gの活用など、スマート農業に関する研究を進めます。
- ◆農業後継者の情報収集や掘り起こしのほか、JA邑楽館林青年部と連携して、農業後継者の活動を支援します。
- ◆新規就農を希望するかたを対象に相談窓口を設置し、内容に応じた関係機関との連絡調整など、総合的なバックアップを行うとともに、周辺自治体及びJA邑楽館林と連携し、Iターン就農を推進します。

商工業の振興

施策の方向性

- ◆板倉町商工会への支援を継続するとともに、町内産業の活性化、円滑な事業承継を推進します。

◆若年層における地元就職を促進させるための取組を推進します。

◆板倉町商工会と連携し、イベントの実施やPRグッズの作成、販路開拓、展示会参加など商工業の活性化を図ります。

◆群馬県企業局と連携し、板倉ニュータウン（産業・商業・業務用地）への企業誘致・商業施設等の誘致に向けた取組を推進します。

◆企業が進出しやすいように奨励金を交付するなど支援を継続します。

◆板倉東洋大前駅東口・西口への出店を促進するため、各種支援策の検討を進めます。

◆新規産業用地の整備に向けた用地の選定や整備計画の策定など、検討・準備を進めます。

新たな産業の創出

施策の方向性

- ◆新規創業に取り組むかたを対象とした相談体制を構築し、支援に取り組みます。
- ◆新規創業に取り組むかたに対する相談窓口のワンストップ化や商工会、金融機関等の関係機関との連携による創業支援に取り組みます。
- ◆地方創生施策の一つである起業支援金制度をPRし、創業希望者の必要な要素に適切な支援を提供します。
- ◆新規創業の成功事例等については、町や商工会の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布など、広くPRを行います。
- ◆6次産業化に取り組む農業者や農業法人等を対象に情報提供を行うなど、6次産業化の実現に向けた取組を推進します。

5. 施策の基本方針（２）移住・交流

実施計画

移住・交流

2

関係・交流人口の拡大

施策の方向性

- ◆重要文化的景観をはじめとした町の歴史・文化資産や既存の観光資源を活用した観光振興を図ります。
- ◆農地を活用した市民農園、日帰り農業体験や、渡良瀬遊水地の広大で豊かな自然環境や町の名所に触れた観光バスツアーを実施するなど、体験型観光の推進を図ります。
- ◆観光ボランティアガイドや民間事業者と連携し観光PRを実施します。
- ◆イメージキャラクターの活用やSNSを利用した町のPR活動を実施します。
- ◆PR大使との連携により、シティプロモーションを推進します。
- ◆ふるさと納税を希望する寄附者の利便性を高めるとともに、商工農業団体等と連携し、返礼品を町内業者から広く募集することで地域産業のPRと地域経済の活性化につなげます。
- ◆本町とゆかりのある都市との交流により、関係人口※₁・交流人口※₂の拡大を目指します。

移住・定住の促進

施策の方向性

- ◆本町に転入を希望するかたに対し、住宅取得支援や移住支援金制度、奨学金返還支援制度などの情報提供を行います。
- ◆住環境の向上に向けた公園の適正管理、住宅の改築支援などを通じ、移住・定住を促進します。
- ◆群馬県企業局と連携し、板倉ニュータウンの住宅用地の分譲を推進します。
- ◆板倉ニュータウンに太陽光発電による再生可能エネルギー、蓄電池及び水素を用いる燃料電池を

活用することで、環境負荷を低減し、災害時のレジリエンスを高めた住宅街区「グリーンブロック」を造成することから、早期の完成及び完売を目指して、群馬県企業局と連携してPR活動に取り組めます。

◆居住目的で町内に住宅を建築・購入する場合に費用の一部助成をします。

◆住宅用の太陽光発電システムやリフォームへの補助を通じ、住宅の改築支援を行い、定住を促進します。

教育環境の充実

施策の方向性

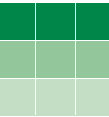
- ◆教育に関する相談窓口の確保や学校独自の学力向上対策事業の実施など、特色ある学校づくりと教育内容の向上に努めます。
- ◆教育全般に対する教育行政相談窓口を設置し、相談事項の対応を図るほか、各校の学力向上対策事業の浸透度合いについて、学力テストの結果によって学習習熟度を把握します。
- ◆外国語指導助手派遣による英語学習の実施や、子ども出前教室による行政に関する授業など、多様な学習環境を提供します。
- ◆プログラミング教育や情報教育を推進し、教育環境におけるICT環境を計画的に整備します。
- ◆進学意欲があるにも関わらず、経済的事由により進学困難な世帯に対し、奨学金を貸与する制度を継続します。

5. 施策の基本方針（3）子育て・福祉

子育て・福祉

3

実施計画



安心して結婚し子どもを産むことができる 環境づくりの推進

施策の方向性

- ◆結婚を希望するかたに対する結婚支援として、結婚支援関連事業の周知や自治体マッチングアプリの検討、カップリングデザイナーを活用した結婚のきっかけづくりを行います。
- ◆子どもを望むすべてのかたが、安心して子どもを産み育てる環境をつくるため、不妊治療費等や妊産婦の健診費用などを助成します。
- ◆子どもを出産した世帯に対しては、近隣市町や医療機関との連携による母親に対する産後ケアをはじめ、子育て支援金や福祉医療費の支給、紙おむつ券の給付、チャイルドシート購入費の補助など、子育てに必要な費用について助成します。
- ◆妊娠期や出産前後は、出産や子育てに不安を感じやすい時期であることから、妊娠届出時を利用して個別相談を行い、気軽に相談ができるような関係の構築を図り、妊産婦の不安軽減を図ります。
- ◆家庭訪問や健康相談、健康教育を通じ、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の推進を図り、地域全体で子育てを見守る基盤を整えます。

子育てしやすい環境づくりの推進

施策の方向性

- ◆妊娠期から子育て期に至るまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置し、保育園（保育所）や児童館（子育て支援センター）などとの子育て支援ネットワークを形成します。
- ◆町立保育園施設と児童館施設を一体的に整備し、子育て支援拠点として機能の充実を図ります。
- ◆町内の保育施設などにおける受け入れ体制の整

備を図るとともに、町外の保育施設などを利用するための広域入所調整による受け皿確保に取り組みます。

- ◆延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、学童保育など、多様な保育ニーズに応じて既存事業の拡充に取り組みます。
- ◆地域の子育て環境を充実するため、教育関係者等関係団体による情報共有や、子どもを対象としたイベントの開催、学習機会の提供を図ります。
- ◆子ども会育成会による自然体験スクールや新潟板倉子ども会との交流、上毛かるた大会などのイベント実施のほか、地域の公民館と学習ボランティアが連携し、地域の子ども達を対象とした自主学习や各種体験教室の開催などにより、地域における子育て環境を推進します。
- ◆町内の青少年関係団体、学校及び教育関係者で、青少年の指導、育成及び保護など、総合的な青少年問題について、相互の連絡調整を図りながら、青少年の育成を推進します。
- ◆体験学習にeスポーツを取り入れるなど、コンピューターについての学習機会の提供・支援の充実を図ります。
- ◆小中学校の給食費無料化や英語検定料の助成などを通じ、子育てをする保護者の負担軽減を図ります。

※1 関係人口：地域に住んでいたことがある人、通勤・通学をしたことがある人、近隣に住んでいる人、地域に親戚がある人など、地域と多様に関わる人々を指す。 ※2 交流人口：主に観光などで、地域を訪れる人々を指す。

5. 施策の基本方針（４）地域づくり

実施計画

地域づくり

4

安心できる暮らしを支える環境の提供

施策の方向性

- ◆空き家の現状把握に努め、空家所有者に適正管理を促します。
- ◆交通弱者対策として、路線バスやコミュニティバス、鉄道などの公共交通の充実を図ります。
- ◆防犯啓発や防犯カメラなどの整備を行い、防犯対策を進めます。また、夜間の防犯対策として、町内の防犯灯の整備と管理を行います。

災害対策の推進

施策の方向性

- ◆水害への対策や、地震など、想定される災害への対策を進めます。
- ◆自主的な防災体制を強化するために、家庭での備蓄推進など町民各自の取組と自主的な訓練の実践を通して自主防災組織の強化を図ります。
- ◆自主的な広域避難を最も推奨し、災害時に避難計画に基づいた避難行動が確実にとれるよう、防災講習会や避難訓練等を通して周知徹底と避難者の受入体制の確立及び避難所運営のルールづくりを進めます。
- ◆自治体間における相互の災害協定締結の推進や非常用食料や衛生用品などの防災物資の供給に関し、民間企業との協定締結を推進します。

地域コミュニティの活性化

施策の方向性

- ◆住民と行政、行政区相互の連携強化を図るため、住民ニーズを行政区長会議等により把握して適切な行政執行を推進するとともに、行政区の活動を支援するため、集会所施設整備やコミュニティ活

動備品の整備を行います。

- ◆公共性のある住民の取組に対し助成をします。
- ◆地域ボランティアと公民館が連携した自主学习機会の提供や各種体験教室を実施します。

健康づくりの推進

施策の方向性

- ◆健康づくりの知識の普及や各種健診等の助成などにより、健康づくりを推進します。
- ◆高齢者については、心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施します。また、コミュニティサロンや通いの場等身近な地域で高齢者が社会参加できる場を拡充することで、認知症やフレイル※₁ 予防を推進します。

デジタルの推進

施策の方向性

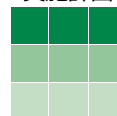
- ◆SNSや5Gといった最新技術を活用し、国が推進しているデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、町の事務にもデジタル技術を導入し、町民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

連携の推進

施策の方向性

- ◆北地区から栃木県栃木市及び南地区から埼玉県加須市への架橋の整備について、栃木市、加須市と連携して推進体制の組織化を図り、早期実現するよう国及び県へ要望活動等を実施します。
- ◆両毛広域都市圏総合整備推進協議会や館林邑楽総合開発促進協議会、東毛地方拠点都市地域整備推進協議会、関東どまんなかサミット会議など、他自治体との連携事業を今後も推進します。

※1 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の段階であり、予防に取り組むことで健康な状態に戻ることが可能。



6.KPI 一覧

仕事・雇用 1	
① 認定農業者の新規認定者数（年間）	
基準	目標（R 9）
4 人	4 人
出典：産業振興課	
② 新規就農者数（年間）	
基準	目標（R 9）
1 人	1 人
出典：産業振興課	
③ 年間商品販売額※1・製造品出荷額等※2	
基準	目標（R 9）
17,030 百万円	19,073 百万円
71,168 百万円	77,573 百万円
※上段が年間商品販売額 出典：R3 経済センサス活動調査 下段が製造品出荷額等 出典：2023 経済構造実態調査 製造業事業所調査	
④ 産業及び商業・業務用地への誘致	
基準	目標（R 9）
89.95%	96.97%
出典：産業振興課 R5	
⑤ 新規創業、起業数	
基準	目標（R 9）
14 件	23 件（累計）
出典：板倉町創業支援計画	
⑥ 6次産業化の取組数	
基準	目標（R 9）
—	1 件（累計）
出典：産業振興課	

移住・交流 2	
① 観光・移住関連 HP アクセス数	
基準	目標（R 9）
69,432	77,000
出典：総務課 R5	
② 渡良瀬遊水地保全利活用事業数	
基準	目標（R 9）
2 事業	12 事業（累計）
出典：渡良瀬遊水地利活用協議会	
③ 板倉ニュータウン宅地分譲（分譲割合）	
基準	目標（R 9）
68.03%	73.37%
出典：産業振興課 R5	
④ ふるさと納税金額	
基準	目標（R 9）
35,976 千円	180,000 千円
出典：企画財政課 R5	
⑤ 町公式 LINE の友だち登録者数	
基準	目標（R 9）
—	4,000 人
出典：企画財政課 R5	
⑥ 小学校 CRT、中学校 NRT テスト 管内平均点の全国との差	
基準	目標（R 9）
+ 3 点（小学校）	+ 5 点（小学校）
偏差値 + 2.2（中学校）	偏差値 + 4（中学校）
出典：教育委員会事務局 R5	

※1 年間商品販売額：卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額 ※2 製造品出荷額等：製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計

6.KPI 一覧

実施計画

子育て・福祉

3

①結婚支援関連事業周知数

基準	目標（R 9）
1 件	5 件

出典：企画財政課 R5

②板倉町子育て応援アプリ登録者数

基準	目標（R 9）
140 人	150 人

出典：健康介護課 R5

③乳幼児健診受診率

基準	目標（R 9）
99.4%	100%

出典：健康介護課 R5

④産後ケア事業希望者利用率

基準	目標（R 9）
100%	100%

出典：健康介護課 R5

⑤待機児童数

基準	目標（R 9）
0 人	0 人

出典：保育所等利用待機児童数調査

⑥教育支援体制等構築事業延べ利用者数

基準	目標（R 9）
542 人	680 人

出典：教育委員会事務局 R5

地域づくり

4

①空き家に対する苦情件数

基準	目標（R 9）
10 件	5 件

出典：総務課 R5

②路線バス利用者数

基準	目標（R 9）
172,719 人	175,000 人

出典：総務課 R5

③犯罪件数

基準	目標（R 9）
90 件	80 件

出典：総務課 R5

④避難訓練参加割合

基準	目標（R 9）
25.5%	40%

出典：総務課 R5

⑤健康寿命※1の延伸

基準	目標（R 9）
男性 78.7 歳	男性 78.8 歳
女性 82.4 歳	女性 84.3 歳

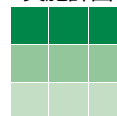
出典：健康介護課 R5

⑥電子申請システムに対応した様式数

基準	目標（R 9）
6 件	24 件（累計）

出典：総務課 R5

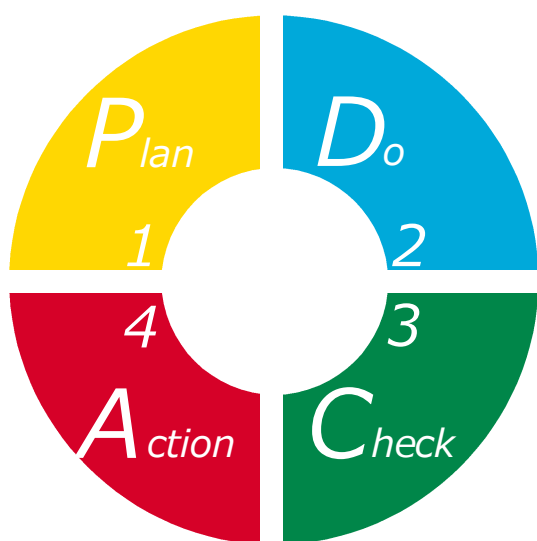
※1 健康寿命：国保データベースシステムの「平均自立期間」を参考に設定。「平均自立期間」とは、日常生活が自立している期間の平均。



7. 進捗管理の考え方

7-1 PDCA サイクルによる進捗管理

総合戦略の実現に向け、PDCAサイクル方式サイクルを確立します。まず、効果的な総合戦略を策定（Plan 計画）し、着実に実施（Do 実施）するとともに、設定した目標数値等を基に、実施した施策・事業の効果を検証（Check 評価）し、必要に応じて総合戦略を改訂（Action 改善）します。



7-2 取組の効果検証の方法及び体制

総合戦略を効果的・効率的に推進するためには、外部有識者等で構成する検証組織を設置し、その方向性や具体案について審議・検討を行います。

また、各分野の具体的な施策に対して設定した、客観的な重要業績評価指標（KPI）をもとに、効果検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

8. 策定・改訂記録

令和7年3月策定